

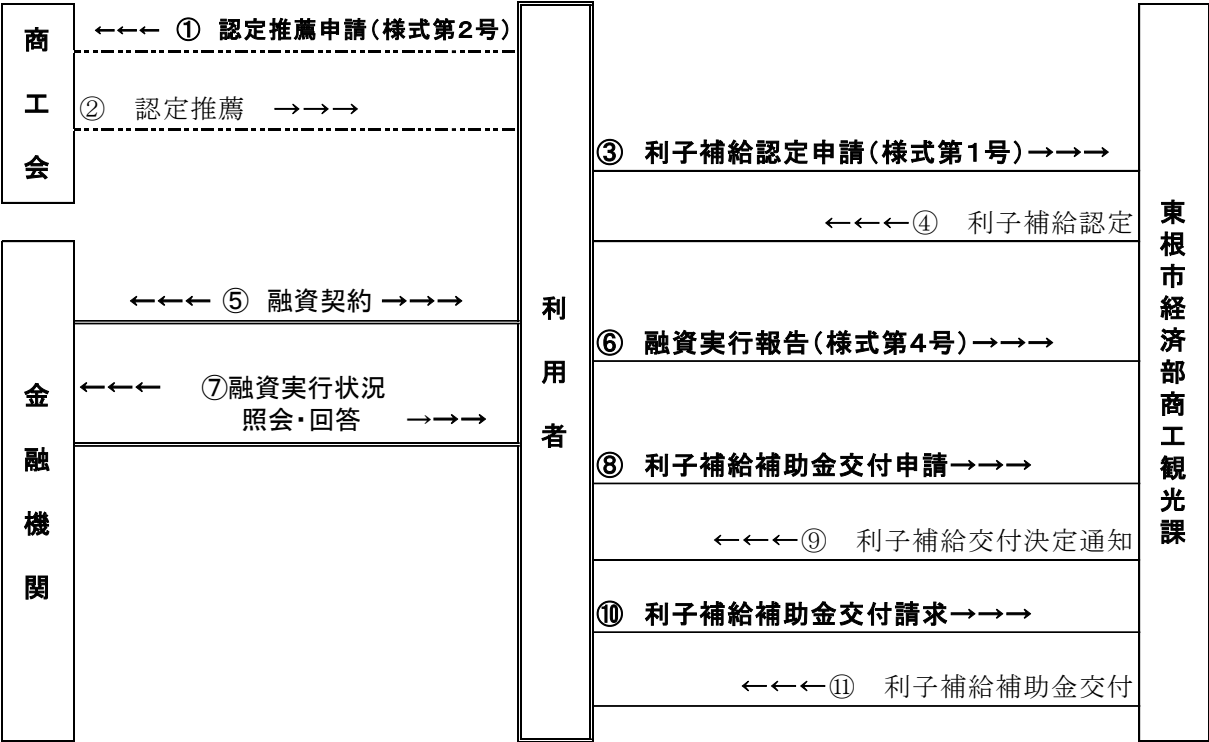


東根市商工業みらい応援利子補給補助事業

◆東根市商工業みらい応援利子補給補助事業について◆

市内中小商工業者振興のため、経営基盤の安定（運転資金）と設備の近代化（設備資金）のための融資を受けた方、または市内で新規に創業するために融資を受けた方を対象に3年以内の範囲で利子補給を行います。

◆手続きの主な流れ◆



※ ⑧利子補給補助金交付申請 については、毎年1月末日まで商工観光課まで提出してください。

- ③の添付書類
- (1) 東根市商工会の推薦書(様式第2号)
 - (2) 市税等に係る納税証明書
 - (3) 見積書(図面)又は契約書の写し(設備資金に限る)
 - (4) 県商工業振興資金認定書、マル経融資借入申込書の写し
新規開業・スタートアップ支援資金借入申込書の写し
 - (5) 事業計画書
 - (6) 最近2箇年の財務諸表(新規創業者については省略可)
 - (7) 資金償還計画
 - (8) 特定中小企業者の認定書又は売上高の減少率等を証する書類
- ⑥の添付書類
- (1) 償還予定表
 - (2) 金銭消費貸借契約証書の写し、借用証書の写し
 - (3) 商業・法人登記全部事項証明書の写し、開業届出書の写し(新規創業者のみ)
- ⑧の添付書類
- (1) 利子補給金計算明細書
 - (2) 融資実行状況回答書

※ その他、必要に応じ、別途書類を求める場合があります。

【既存事業者】

対 象 者	市内に本店又は事業所を有し、1年以上継続して市内で事業を営み、商工業活性化のため、経営基盤の安定及び設備の近代化や合理化を図ろうとする中小商工業者	
資 金 使 途	運 転 資 金	設 備 資 金
利 子 補 給 対象融資額	100万円以上700万円以内	300万円以上3,000万円以内
利 子 補 給 の 条 件	下記のいずれかに該当する者 1 山形県商工業振興資金のうち、経営安定資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者 2 マル経融資を受ける者で、上記1の経営安定資金の融資対象者の要件を満たす者 ※借換えを目的とする融資を受ける者を除く	経営の近代化及び合理化を図るため、市内において事業の用に供する建物の新築若しくは増改築又は駐車場等の整備、近代化設備の導入を行う者 ※単純な設備の更新に係る費用及び土地の取得費用等は含まない
利子補給率	年利率1.0%または、借入利率のいずれか低い方	

【新規創業者】

対 象 者	市内に本店又は主たる事業所を置き、事業を新たに起こす予定の、もしくは起こした中小商工業者	
資 金 使 途	運 転 資 金 ・ 設 備 資 金	
利 子 補 給 対象融資額	1,500万円以内	
利 子 補 給 の 条 件	下記のいずれかに該当する者 1 山形県商工業振興資金のうち、開業支援資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者 2 新規開業・スタートアップ支援資金のうち、再挑戦支援関連または中小企業経営力強化関連以外の融資を受ける者 ※借換えを目的とする融資を受ける者を除く	
利子補給率	年利率1.4%または、借入利率のいずれか低い方	

※既存事業者・新規創業者 共通事項

- ・ 償還方法は、元金均等償還。据置期間は2年間までとします。
- ・ 利子補給期間は、貸付実行日から3年以内です。
- ・ 申込み期間は、令和10年3月31日までです。（同日まで融資の実行が必要です。）

1 利子補給申請ができる方

次の条件に該当することが必要です。

- ① 市税等の滞納がない方
- ② 東根市商工会の経営指導及び推薦を受けた方
- ③ 東根市の他の制度の補助金等を受けていない、受ける予定のない事業で融資を受ける方

2 利子補給の対象となる事業例

【既存事業者】

設備資金：①市内における事業の用に供する建物の新築・増改築及び駐車場の整備

（ただし、土地の取得費用などは利子補給対象となりません）

②市内における新分野の設備及び近代化設備の整備

（生産量増加や新事業の進出などにより、売上げの増加が期待できる設備の導入が対象となります）

運転資金：経営安定のための資金（諸経費支払、人件費など）の借り入れ

（借換えを目的とする融資は除きます）

【新規創業者】

新たに創業するために必要な設備や経営安定のための資金の借り入れ

（借換えを目的とする融資は除きます）

3 注意事項

- ・ 利子補給決定後、申請条件に変更が生じた場合は速やかに市へ報告してください。
- ・ 次の各号いずれかに該当した場合は、補助金の取消しや補助金の返還をしなければならない場合があります。
 - （１）融資資金を目的以外の用途に使用したとき
 - （２）偽りその他不正な手段により融資を受けたとき
 - （３）融資を受けた取扱い金融機関への返済が滞るなど当該取扱金融機関と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき

4 その他

この制度は、中小商工業者への利子補給をとおり、地域商工業の活性化と振興を図るものです。

5 取扱金融機関

県内に本店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合及び日本政策金融公庫

【お問い合わせ】

●東根市役所 経済部 商工観光課 商工労政係

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号 電話：0237-42-1111 FAX：0237-43-1151

E-mail:kankou@city.higashine.yamagata.jp

※商工会の推薦につきましては、商工会にご確認ください。